

**1. 市議会の役割と責務**

★市議会は、地方自治法の規定に基づき、市民の直接選挙により信託を受けた議員によって構成される意思決定機関であり、市民の信託に応えるため、事案の決定、市政の監視およびけん制を行います。

★市議会は、市民への情報提供を積極的に推進するとともに、市民に開かれた議会運営に努めます。

★市議会は、前2項の役割、責務等を果たすため、市議会の持つ権能を最大限に発揮して活動します。

**2. 市議会議員の役割と責務**

★市議会議員は市民の代表として市民の意向を積極的に把握し市民の意思が市政に反映されるように努めます。

★誠実に職務を行うとともに、自ら政策立案審議能力の向上に努めます。

★開かれた議会の運営や市民への積極的な情報公開に努めます。

**3. 市長の権限**

★市長は、市の執行機関として、事務を管理するとともに執行する権限をもちます。

★市長は、市を統轄し、これを代表します。

**4. 市長の責務**

★住民の直接選挙により選出された市長を置きます。

★憲法に定める地方自治の本旨を尊び、本条例を遵守し、市民の負託に応えなければなりません。

★執行機関責任者としての責務を負い、公正かつ誠実に市政の執行に当たり、市民福祉の向上に努めます。

★職員を適切に指揮監督するとともに、職員の知識と能力の向上をはかり、効果的かつ効率的な組織運営に努めるものとします。

★市長は毎年度市政運営の方針を明らかにし、その達成状況を市民および市議会に説明します。

**5. 執行機関、及び職員の責務**

★全体の奉仕者として適法かつ公正に職務を遂行し、その能力の向上を図るとともに、市民自治を推進するため、最大限にこれを発揮するよう努めます。

**6. 推進会議**

この会議に議会が必要かどうか

**7. 住民投票**

★本市の将来に重大な懸念ある事業について広く市民の意見を確認するため住民投票を実施することができます。

★市長は住民投票の結果を尊重しなければなりません。

★住民投票の発議、請求

①市民（選挙権を有する人）はその総数の50分の1の発議。

②議員は議員定数の2分の1の発議。

③市長は住民投票を規定した条例を市議会に提出。